

緑区地域福祉計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緑区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する緑区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、地域福祉計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また今後の取組み方策について意見交換するほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関する広報
- (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- (3) 地域福祉計画の取組状況の把握
- (4) 行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整
- (5) 地域福祉パイロット事業に係る申請内容についての千葉市社会福祉協議会長からの求めに応じた参考意見の具申

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 地域住民（ただし、第2号及び第3号に該当するものを除く。）
- (2) 地域福祉活動者
- (3) 社会福祉事業者
- (4) その他、緑福祉事務所長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進協議会に委員長1人、副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会は、委員長が招集し、議長となって議事を進める。

2 推進協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会開催に係る庶務は、緑福祉事務所福祉サービス課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、緑福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月5日から施行する。

緑区地域福祉計画推進協議会設置要綱の改正

(委員長及び副委員長)

第5条第1項

(改正前) 推進協議会に委員長及び副委員長を各1人置く。

(改正後) 推進協議会に委員長1人、副委員長2人を置く。

附則の追加

この要綱は、平成18年8月5日から施行する。

地域福祉パイロット事業の概要

千葉市社会福祉協議会では、地域全体で助け合う力を高め、新しいコミュニティづくりを進めるため、社会福祉協議会地区部会を中心とした先進性、機能性のある地域福祉活動に補助を行います。

パイロット事業とは？

パイロットとは“水先案内人”の意味で、地域が連携して先進的・模範的
事業を実施することにより、他の地域においても同様の事業が展開される
ことを目的としています。地域福祉計画を地域で新たな事業として取り組んで
もらう呼び水として、事業の立ち上げ経費を補助するものです。

補助対象団体

千葉市社会福祉協議会 地区部会

対象となる事業（以下の条件を満たすもの）

千葉市社会福祉協議会地区部会が中心となり、地域が連携して実施する先進
的・模範的な事業、または他団体が企画し、地区部会と協力して実施する事業
（注）申請と補助金の交付については地区部会となります。

その地区部会の範囲内では初めての事業（他の地区部会で既に実施している事
業であっても可）

（注）千葉市社会福祉協議会が実施する他の補助金交付事業の対象事業や、す
でに他の公的な補助金等の交付を受けているものは対象にはなりません。

対象となる経費

会議費、印刷製本費、旅費交通費、通信費、消耗品費、会場使用料、コーデ
イナーや講師に関わる謝金等

補助金額等

一事業につき10万円を限度額として、60事業

補助金交付申請から決定まで

補助金の交付を受けようとする地区部会は、千葉市社会福祉協議会会長に所定
の書式により申請します。

千葉市社会福祉協議会会長は、申請を受けた場合には、区地域福祉計画推進協
議会に参考意見を聴いて内容を審査し、補助金の交付を決定します。

問い合わせ

社会福祉協議会各区事務所

中央区事務所	221 - 2177	若葉区事務所	233 - 8181
花見川区事務所	275 - 6438	緑区事務所	292 - 8185
稲毛区事務所	284 - 6160	美浜区事務所	278 - 3252

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
地域福祉パイロット事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市社会福祉協議会地区部会(以下「地区部会」という。)が中心となり実施する事業における地域福祉パイロット事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、「花の都・ちば ささえあいプラン 地域福祉計画」の区地域福祉計画に掲載されている事業等、地域福祉の推進に資する先進的・模範的な事業であって、地区部会が中心となって実施する事業とする。

ただし、千葉市社会福祉協議会の補助金若しくはその他公的な助成金の交付を既に受けている事業(申請している場合も含む。)又は補助金の交付申請前に既に取り組んでいる事業は除くものとする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、1事業あたり10万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地区部会長は、地域福祉パイロット事業補助金交付申請書(様式第1号)により、千葉市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

2 補助金の交付申請の締切り期日は、別に定めるものとする。

3 申請できる事業数は、第1回目の申請については、1地区部会につき1事業とする。ただし、第2回目以降の申請については、1地区部会は複数事業を申請することができる。

(決定)

第5条 会長は、対象事業を決定するにあたっては、各区に設置する地域福祉計画推進協議会の意見を聴くものとする。

2 会長は、前条により申請を受理した場合は、地域福祉パイロット事業補助金交付審査委員会に諮り、その内容を審査した上、補助金の交付の可否を決定し、地域福祉パイロット事業補助金交付決定通知書(様式第2-1号)又は地域福祉パイロット事業非交付決定

通知書(様式第2 - 2号)により、その旨を速やかに地区部会長に通知するものとする。

(概算払)

第6条 会長は、補助金の交付決定を受けた者が概算払により補助金の交付を求めてきたときは、当該請求に基づき補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、地域福祉パイロット事業実績報告書(様式第3号)により、会長に報告しなければならない。

2 会長は、前条の規定により概算払を行った場合は、前項の実績報告の内容を審査した結果、適当と認めるときは、速やかに補助金額を確定し、精算を行うものとする。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、別に定めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
地域福祉パイロット事業補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会地域福祉パイロット事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、別表に定めるものとする。

(申請の回数)

第3条 要綱第4条第3項に定める2回目以降の申請について、申請金額が予算残額を超えるおそれがある場合には、事業の効果及び各区のバランス等を考慮し決定するものとする。

(申請書及び実績報告書の提出期限)

第4条 申請書及び実績報告書の提出期限については、その都度、文書にて通知するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第2条関係) 補助対象経費

補助対象経費	会議費
	印刷製本費
	旅費交通費
	通信費
	消耗品費
	会場使用料
	コーディネーターや講師に関わる謝金等